

平成30年6月25日

○規則

小田原市自転車競走在席投票実施規則

小田原市自転車競走電子決済投票実施規則

小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走在席投票実施規則をここに公布する。

平成30年6月25日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第44号

小田原市自転車競走在席投票実施規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 利用者（第6条～第11条）
- 第3章 在席投票の実施（第12条～第26条）
- 第4章 雑則（第27条～第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市（以下「市」という。）が自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）に基づいて施行する自転車競走に係る競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器であって、勝者投票を行おうとする者を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）で識別し利用日に限り利用させるもの（以下「在席投票端末機」という。）による勝者投票券（以下「車券」という。）の発売（以下「在席投票」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 在席投票については、法及び自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）並びに小田原市自転車競走実施条例（昭和37年小田原市条例第41号）及び小田原市自転車競走実施規則（昭和37年小田原市規則第38号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（在席投票の事務）

第3条 市長は、在席投票を実施するため、小田原競輪場で開催される自転車競走につ

いて、在席投票端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務（以下「在席投票事務」という。）を行う。

（在席投票の方式）

第4条 在席投票の方式は、在席投票端末機及び勝者投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード（以下「電子識別カード」という。）を使用して、市の管理する自動公衆送信装置（以下「管理サーバ」という。）に車券の購入内容を入力する方法による。

（在席投票事務の委託）

第5条 市長は、在席投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、公益財団法人 J K A（以下「J K A」という。）又は私人に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた他の地方公共団体、J K A又は私人は、次章から第4章までの規定を遵守し、当該委託を受けた事務を実施しなければならない。

第2章 利用者

（利用の申込み）

第6条 在席投票により車券を購入しようとする者は、市長が別に定める申込書により市長に申し込まなければならない。この場合において、当該申込みをする者は、自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券その他その者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類を提示しなければならない。

（在席投票契約）

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込みをした者と在席投票に関する契約（以下「在席投票契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、在席投票契約を締結することができない。

- (1) 法第9条及び第10条に規定する者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人
- (3) 破産者であって復権を得ないもの
- (4) 法に違反して、罰金以上の刑に処せられた者
- (5) 競輪場又は場外車券売場内の秩序を乱し、又は在席投票契約に違反すると市長が認める者

(6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

(7) 法人

(8) 小田原市自転車競走実施規則において本人又はその家族からの申請により競輪場及び場外車券売場への入場を禁止された者

(電子識別カードの貸与等)

第8条 市長は、在席投票の円滑な実施に資するため、在席投票契約を締結した者（以下「利用者」という。）に対し、電子識別カードを利用日に限り貸与するものとする。

2 前項の規定により電子識別カードを貸与された利用者は、利用日に限り、在席投票端末機を使用して所定の方法により在席投票による車券の購入をすることができる。

3 利用者は、利用日における在席投票による車券の購入を終了するときは、電子識別カードを市長に返却するものとする。

(利用者番号及び暗証番号)

第9条 在席投票契約を締結したときは、市長にあっては利用日における利用者の電子識別カードごとに利用者番号を定め、当該利用者にあつては所定の方法により自己の電子識別カードの暗証番号を定めて、それぞれ相手方に通知するものとする。

2 市は、利用者が電子識別カードに係る自己の暗証番号を他人に知られたことにより当該利用者に生じた損害について、当該損害の発生が市の責めに帰すべき事由による場合を除き、その賠償の責めを負わない。

(解約)

第10条 市長は、利用者から在席投票契約の解約の申込みがあつたとき又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者との在席投票契約を解約するものとする。

(1) 第6条の申込書に記載された事項に偽りがあることが明らかになったとき。

(2) 第7条第2項第1号から第6号までのいずれかに該当したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用者として適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により在席投票契約を解約された者は、貸与された電子識別カードを市長に返却しなければならない。

(利用者投票履歴)

第11条 市長は、各利用者について次に掲げる事項を含む投票履歴を作成するものとする。

- (1) 第6条の申込書に記載された事項
- (2) 利用者番号
- (3) 在席投票による車券の購入年月日
- (4) 在席投票による車券の購入内容

第3章 在席投票の実施

(車券)

第12条 在席投票に係る車券の券面金額は、100円の整数倍に相当する額とする。

(勝者投票法の種類)

第13条 在席投票に係る勝者投票法の種類は、法第11条に規定する種類のうちから、市長が別に定める。

(自転車競走の指定)

第14条 在席投票を行う自転車競走は、市長が別に指定する。

(発売の日時)

第15条 在席投票は、市長が別に定める日時に行うものとする。

(入金)

第16条 市長は、利用者が在席投票による車券の購入に充てる予定の金額（以下「購入予定金額」という。）の入金を申し出たときは、電子識別カードにより当該利用者を識別し、購入予定金額を管理サーバに入力することにより、当該利用者の購入予定金額を記録するものとする。

2 市長は、利用者の購入予定金額の記録を完了したときは、所定の方法により、記録した購入予定金額を当該利用者に通知するものとする。

(購入限度額)

第17条 在席投票に係る車券の購入限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1日に999万円を超えて当該車券を購入することはできない。

- (1) 在席投票の利用日における1回目の車券の購入 当該車券の購入直前までに管理サーバに記録されている購入予定金額
- (2) 在席投票の利用日における2回目以降の車券の購入 1回につき、管理サーバに記録されている車券を購入することができる限度額から、直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券の購入直前までに確定した払戻金及び返還

金の合計額を加え、利用者が所定の方法により精算した金額を減じ、利用者が新たに購入予定金額として管理サーバに記録した額を加えた額

(購入限度回数)

第18条 在席投票の利用日における購入限度回数は、市長が別に定めるものとする。

(車券の購入方法)

第19条 在席投票に係る車券の購入方法は、市長が別に定め、あらかじめ利用者に通知するものとする。在席投票の技術の進歩その他の理由によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

(投票の成立)

第20条 在席投票は、在席投票端末機に表示される確認画面において、利用者の車券を購入する意思が確認され、かつ、所定の条件を満たした車券の購入内容が管理サーバに記録されたときに成立するものとする。

(投票の取消し及び変更の制限)

第21条 在席投票が成立した後は、利用者は、当該在席投票に係る車券の購入の取消し又は当該購入に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号及び組並びに購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領)

第22条 在席投票に係る車券並びに払戻金及び返還金は、市長が利用者に代わって利用日に限り受領するものとする。

(他者による車券の購入等の禁止)

第23条 在席投票に係る車券の購入の申込みは、利用者が自ら行わなければならない。

(受付の拒否)

第24条 市長は、在席投票に係る車券の購入の申込みについて疑義があるときその他当該申込みを受け付けることが適当でないと認めたときは、当該申込みを受け付けないものとする。

(発売代金の収納)

第25条 在席投票による車券の発売代金の収納は、当該車券が発売された日（以下「発売日」という。）に、管理サーバに記録された額から当該車券の発売代金の額に相当する額を控除することにより行う。

(払戻金又は返還金の精算)

第26条 第22条の規定により市長が利用者に代わって受領した払戻金又は返還金は、購入予定金額から在席投票による車券の購入金額を控除し、払戻金又は返還金を加えた額を所定の方法により発売日において精算するものとする。

2 利用者が利用日における在席投票による車券の購入を終了する場合において、勝者が決定していない自転車競走の車券があるときは、市長は、利用者が返却する電子識別カードと引き換えに当該車券を利用者に交付するものとする。

第4章 雑則

(車券の閲覧)

第27条 利用者は、第22条の規定により市長が利用者に代わって受領した в席投票に係る車券について、当該車券に係る自転車競走が開催された日(以下「開催日」という。)の翌日から起算して60日以内に限り閲覧することができる。

(異議の申立て)

第28条 利用者は、当該利用者が行った在席投票による車券の購入に関し、開催日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議を申し立てることができる。

(投票履歴の保存)

第29条 市長は、第11条の規定により作成した投票履歴を、開催日の翌日から起算して60日間保存するものとする。ただし、前条の異議申立てに係る投票履歴は、必要な期間保存するものとする。

(実施細目)

第30条 この規則に定めるもののほか、在席投票の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項第8号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

小田原市自転車競走電子決済投票実施規則をここに公布する。

平成30年 6 月 2 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第45号

小田原市自転車競走電子決済投票実施規則

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 加入者（第7条～第19条）

第3章 電子決済投票の実施（第20条～第36条）

第4章 雑則（第37条～第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市（以下「市」という。）が自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）に基づいて施行する自転車競走に係るインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用できる電子計算機その他の端末機（以下「インターネット端末機」という。）を使用した前払式支払手段による勝者投票券（以下「車券」という。）の発売（以下「電子決済投票」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「前払式支払手段」とは、証票、電子機器その他の物（以下「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。以下同じ。）であって、車券の発売において市長がその使用を認めたものをいう。

(適用範囲)

第3条 電子決済投票については、法及び自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）並びに小田原市自転車競走実施条例（昭和37年小田原市条例第41号）及び小田原市自転車競走実施規則（昭和37年小田原市規則第38号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(電子決済投票の事務)

第4条 市長は、電子決済投票を実施するため、小田原競輪場で開催される自転車競走について、インターネット端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務（以下「電子決済投票事務」という。）を行う。

(電子決済投票の方式)

第5条 電子決済投票の方式は、インターネット端末機を使用して、前払式支払手段を発行する者（以下「発行者」という。）の管理する前払式支払手段に係る自動公衆送信装置（以下「前払式支払手段サーバ」という。）に番号、記号その他の符号を記録させ、市又は次条第1項の規定により委託を受けた者の管理する自動公衆送信装置（以下「電子決済投票サーバ」という。）に車券の購入内容を入力し、番号、記号その他の符号を使用して精算する方法による。

(電子決済投票事務の委託)

第6条 市長は、電子決済投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、公益財団法人JKA（以下「JKA」という。）又は私人に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた他の地方公共団体、JKA又は私人は、次章から第4章までの規定を遵守し、当該委託を受けた事務を実施しなければならない。

第2章 加入者

(加入の申込み)

第7条 電子決済投票により車券を購入しようとする者は、市長が別に定める申込書に住民票の写しその他その者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、インターネット端末機を使用して行うことができる。

3 発行者は、新たに電子決済投票により車券を購入しようとする者について第1項の規定による確認を行うことができる。

(電子決済投票契約)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、当該申込みをした者と電子決済投票に関する契約（以下「電子
決済投票契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、電子決済投票契約
を締結することができない。

(1) 法第9条及び第10条に規定する者

(2) 成年被後見人及び被保佐人

(3) 破産者であつて復権を得ないもの

(4) 法に違反して、罰金以上の刑に処せられた者

(5) 競輪場又は場外車券売場内の秩序を乱し、又は電子決済投票契約に違反すると市
長が認める者

(6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

(7) 法人

(8) 車券の購入により本人若しくはその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生
じている者又はそのおそれがある者

(加入者番号及び暗証番号)

第9条 電子決済投票契約を締結したときは、市長にあつては電子決済投票契約を締結
した者（以下「加入者」という。）の加入者番号を定め、当該加入者にあつては自己
の暗証番号及びパスワードを定めて、それぞれ相手方に通知するものとする。

2 市は、加入者が自己の暗証番号及びパスワードを他人に知られたことにより当該加
入者に生じた損害について、当該損害の発生が市の責めに帰すべき事由による場合を
除き、その賠償の責めを負わない。

(指定口座)

第10条 加入者は、市長が指定する日までに、市長が別に定める金融機関（以下「指
定金融機関」という。）に電子決済投票のための普通預金口座（以下「指定口座」と
いう。）を開設しなければならない。

(加入者台帳)

第11条 市長は、各加入者について次に掲げる事項を記載した台帳（以下「加入者台
帳」という。）を作成するものとする。

(1) 氏名、性別及び生年月日

- (2) 住所
- (3) 電子メールアドレス
- (4) 勤務先
- (5) 自宅及び勤務先の電話番号
- (6) 加入者番号
- (7) 暗証番号
- (8) パスワード
- (9) 指定口座に係る指定金融機関名及び口座番号
- (10) 電子決済投票の利用を開始した年月日

(変更の届出)

第12条 加入者は、第7条第1項の申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、インターネット端末機を使用して行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を加入者台帳に記載するものとする。

(振替依頼)

第13条 加入者は、市の口座から払戻金及び返還金の振込みを受けるため、市長が別に定める日までに指定口座に係る預金口座振替依頼書を市長に提出しなければならない。

(利用開始時期の通知)

第14条 市長は、加入者が前条の預金口座振替依頼書を提出したときは、遅滞なく、電子決済投票の利用を開始する期日を定め、当該加入者に通知するものとする。

(解約)

第15条 市長は、加入者から電子決済投票契約の解約の申込みがあったとき又は加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、電子決済投票契約を解約するものとする。

- (1) 第7条第1項の申込書又はその添付書類に記載された事項に偽りがあることが明らかになったとき。
- (2) 市長が指定した日までに指定口座の開設又は預金口座振替依頼書の提出をしなかったとき。
- (3) 指定口座を解約したとき。

(4) 第8条第2項第1号から第6号までのいずれかに該当したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が加入者として適当でないとしたとき。

(本人の申請による利用停止)

第16条 加入者は、電子決済投票の方式の利用（以下この条及び次条において「利用」という。）を停止しようとするときは、市長が別に定める書面により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、別に定める期間中、当該申請をした加入者の利用を停止するものとする。

3 加入者は、前項の規定による利用の停止を解除しようとするときは、市長が別に定める書面により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る利用の停止を解除するものとする。ただし、解除しようとする日が市長が別に定める期間にある場合にあっては、この限りでない。

(家族の申請による利用停止)

第17条 加入者の家族（加入者と同居する親族（未成年者を除く。）及びこれに準ずるものとして市長が認める者をいう。）は、加入者が車券を購入することにより当該加入者若しくはその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じている場合又はそのおそれがある場合において、当該加入者による利用を停止しようとするときは、市長が別に定める書面により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る加入者が別に定める利用を停止すべき事由に該当すると認めるときは、当該加入者の利用を停止するものとする。この場合において、当該停止に係る加入者及びその家族であって同項の規定による申請をしたもの（以下「申請家族」という。）に対し、当該加入者の利用を停止する旨及び停止する期間（以下「利用停止期間」という。）を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた加入者は、これを不服とするときは、利用停止期間の初日の前日までに書面により市長に意見を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出があったときは、利用の停止の適否を審査し、遅滞なく、その結果を当該申出に係る加入者及び申請家族に通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定により利用を停止した加入者又は申請家族から別に定める書

面により利用の停止の解除に係る申請があった場合において、別に定める利用の停止を解除すべき事由に該当すると認めるときは、当該加入者に係る利用の停止を解除するものとする。ただし、解除しようとする日が市長が別に定める期間にある場合にあつては、この限りでない。

6 市長は、第1項又は前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に対し、当該申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

(その他の事由による利用停止)

第18条 市長は、他の競輪施行者が法に基づき施行する自転車競走に係るインターネット端末機を使用した前払式支払手段による車券の発売（以下「他施行者の電子決済投票」という。）について加入者の他施行者の電子決済投票の方式の利用を停止したときは、市の電子決済投票に係る当該加入者の利用を停止することができる。

2 市長は、前項の規定により市の電子決済投票の方式の利用を停止された加入者について、他の競輪施行者が当該加入者に係る他施行者の電子決済投票の方式の利用の停止を解除したときは、当該加入者に係る市の電子決済投票の方式の利用の停止を解除するものとする。

3 前2項の規定による利用の停止及びその解除の手續については、市長が別に定める。

(加入者投票履歴)

第19条 市長は、各加入者について次に掲げる事項を含む投票履歴を作成するものとする。

(1) 加入者番号

(2) 電子決済投票による車券の購入年月日

(3) 電子決済投票による車券の購入内容

第3章 電子決済投票の実施

(車券)

第20条 電子決済投票に係る車券の券面金額は、100円の整数倍に相当する額とする。

(勝者投票法の種類)

第21条 電子決済投票に係る勝者投票法の種類は、法第11条に規定する種類のうちから、市長が別に定める。

(自転車競走の指定)

第22条 電子決済投票を行う自転車競走は、市長が別に指定する。

(発売の日時)

第23条 電子決済投票は、市長が別に定める日時に行うものとする。

(番号、記号その他の符号の記録)

第24条 加入者は、インターネット端末機を使用して、車券の購入に充てる予定の金額(以下「購入予定金額」という。)に相当する番号、記号その他の符号を前払式支払手段サーバに記録するものとする。

2 購入予定金額は、1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算して前払式支払手段サーバに記録するものとする。

3 発行者は、加入者が購入予定金額を番号、記号その他の符号として前払式支払手段サーバに記録したときは、所定の方法により、当該番号、記号その他の符号の数量を当該加入者に通知するものとする。

4 加入者は、前払式支払手段サーバに記録した番号、記号その他の符号を使用して、100単位の番号、記号その他の符号当たり100円の車券を購入することができる。

(番号、記号その他の符号の取扱い)

第25条 市長は、番号、記号その他の符号の取扱いに関し必要な事項を別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。発行者が前払式支払手段の方式を変更しようとするときも、同様とする。

(購入限度額)

第26条 電子決済投票に係る車券の購入限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1日に999万円を超えて車券を購入することはできない。

(1) 電子決済投票の実施日における1回目の車券の購入 当該車券の購入直前までに前払式支払手段サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額

(2) 電子決済投票の実施日における2回目以降の車券の購入 1回につき、前払式支払手段サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額から直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券の購入直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額のうち加入者が所定の方法により番号、記号その他の符号として記録する指示を行った金額を加え、加入者が新たに前払式支払手段サーバに記録した番号、記号その他の符号に相当する額を加えた額

(購入限度回数)

第27条 電子決済投票の実施日における購入限度回数は、市長が別に定めるものとする。

(車券の購入方法)

第28条 電子決済投票に係る車券の購入方法は、市長が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。電子決済投票の技術の進歩その他の理由によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

(番号、記号その他の符号の残数の確認)

第29条 電子決済投票の実施日において加入者が車券を購入しようとするときは、市長は、当該加入者が前払式支払手段サーバに記録した番号、記号その他の符号の残数を確認するものとする。

(投票の成立)

第30条 電子決済投票は、インターネット端末機に表示される確認画面において、加入者の車券を購入する意思が確認され、かつ、所定の条件を満たした車券の購入内容が電子決済投票サーバに記録されたときに成立するものとする。

(投票の取消し及び変更の制限)

第31条 電子決済投票が成立した後は、加入者は、当該電子決済投票に係る車券の購入の取消し又は当該購入に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号及び組並びに購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領)

第32条 電子決済投票により発売した車券並びに払戻金及び返還金は、市長が加入者に代わって受領するものとする。

(他者による車券の購入等の禁止)

第33条 電子決済投票に係る車券の購入の申込みは、加入者が自ら行わなければならない。

(受付の拒否)

第34条 市長は、電子決済投票に係る車券の購入の申込みについて疑義があるときその他当該申込みを受け付けることが適当でないと認めたときは、当該申込みを受け付けないものとする。

(発売代金の収納)

第35条 電子決済投票による車券の発売代金の収納は、当該車券が発売された日に、前払式支払手段サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する額から当該車券の発売代金の額に相当する額を控除することにより行う。

(払戻金及び返還金の振込み等)

第36条 第32条の規定により市長が加入者に代わって受領した払戻金及び返還金は、加入者が所定の方法により振替依頼を行った日（以下「振替依頼日」という。）に加入者の指定口座へ振り込むものとする。ただし、振替依頼日が指定金融機関の休業日であるときその他やむを得ない理由により振替依頼日に振り込むことができないときは、振替依頼日の直後の指定金融機関の営業日に振り込むものとする。

2 加入者が所定の方法により払戻金又は返還金を番号、記号その他の符号として記録する指示を行ったときは、その金額を1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算して前払式支払手段サーバに記録するものとする。

第4章 雑則

(車券の閲覧)

第37条 加入者は、第32条の規定により市長が加入者に代わって受領した電子決済投票に係る車券について、当該車券に係る自転車競走が開催された日（以下「開催日」という。）の翌日から起算して60日以内に限り閲覧することができる。

(異議の申立て)

第38条 加入者は、当該加入者が行った電子決済投票による車券の購入に関し、開催日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議を申し立てることができる。

(投票履歴の保存)

第39条 市長は、第19条の規定により作成した投票履歴を、開催日の翌日から起算して60日間保存するものとする。ただし、前条の異議申立てに係る投票履歴は、必要な期間保存するものとする。

(実施細目)

第40条 この規則に定めるもののほか、電子決済投票の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則をここに公布する。

平成30年 6 月 25 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第46号

小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 加入者（第7条～第16条）

第3章 キャッシュレス投票の実施（第17条～第32条）

第4章 雑則（第33条～第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市（以下「市」という。）が自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）に基づいて施行する自転車競走に係る競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器であって、勝者投票を行おうとする者を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）で識別するもの（以下「キャッシュレス投票端末機」という。）を使用した前払式支払手段による勝者投票券（以下「車券」という。）の発売（以下「キャッシュレス投票」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「前払式支払手段」とは、証票、電子機器その他の物（以下「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。以下同じ。）であって、車券の発売において市長がその使用を認めたものをいう。

（適用範囲）

第3条 キャッシュレス投票については、法及び自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）並びに小田原市自転車競走実施条例（昭和37年小田原市条例第41号）及び小田原市自転車競走実施規則（昭和37年小田原市規則第38号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（キャッシュレス投票の事務）

第4条 市長は、キャッシュレス投票を実施するため、小田原競輪場で開催される自転車競走について、キャッシュレス投票端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務（以下「キャッシュレス投票事務」という。）を行う。

（キャッシュレス投票の方式）

第5条 キャッシュレス投票の方式は、キャッシュレス投票端末機及び勝者投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード（以下「電子識別カード」という。）を使用して、市又は次条第1項の規定により委託を受けた者の管理する自動公衆送信装置（以下「キャッシュレス投票サーバ」という。）に車券の購入内容を入力し、番号、記号その他の符号を使用して精算する方法による。

（キャッシュレス投票事務の委託）

第6条 市長は、キャッシュレス投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、公益財団法人JKA（以下「JKA」という。）又は私人に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた他の地方公共団体、JKA又は私人は、次章から第4章までの規定を遵守し、当該委託を受けた事務を実施しなければならない。

第2章 加入者

（加入の申込み）

第7条 キャッシュレス投票により車券を購入しようとする者は、市長が別に定める申込書に住民票の写しその他その者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長が別に定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）は、新たにキャッシュレス投票により車券を購入しようとする者であって次条第1項第2号に規定する口座振替方式を利用しようとするものについて前項の規定による確認を行うことができる。

（キャッシュレス投票契約）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、

適当と認めるときは、当該申込みをした者と次の各号のいずれかの方式によるキャッシュレス投票に関する契約（以下「キャッシュレス投票契約」という。）を締結するものとする。

(1) 窓口入金方式（キャッシュレス投票端末機を使用して購入予定金額を直接入金することにより番号、記号その他の符号を記録し、精算する方式をいう。以下同じ。）

(2) 口座振替方式（キャッシュレス投票端末機を使用して口座振替により購入予定金額に应ずる番号、記号その他の符号を記録し、精算する方式をいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、キャッシュレス投票契約を締結することができない。

(1) 法第9条及び第10条に規定する者

(2) 成年被後見人及び被保佐人

(3) 破産者であつて復権を得ないもの

(4) 法に違反して、罰金以上の刑に処せられた者

(5) 競輪場又は場外車券売場内の秩序を乱し、又はキャッシュレス投票契約に違反すると市長が認める者

(6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

(7) 法人

(8) 小田原市自転車競走実施規則において本人又はその家族からの申請により競輪場及び場外車券売場への入場を禁止された者

3 市長は、第1項の規定によりキャッシュレス投票契約を締結したときは、電子識別カードを作成し、当該キャッシュレス投票契約を締結した者（以下「加入者」という。）に貸与し、又は付与するものとする。

（加入者番号及び暗証番号）

第9条 キャッシュレス投票契約を締結したときは、市長にあつては電子識別カードごとに加入者の加入者番号を定め、当該加入者にあつては所定の方法により自己の電子識別カードの暗証番号を定めて、それぞれ相手方に通知するものとする。

2 市は、加入者が電子識別カードに係る自己の暗証番号を他人に知られたことにより当該加入者に生じた損害について、当該損害の発生が市の責めに帰すべき事由による場合を除き、その賠償の責めを負わない。

(指定口座)

第10条 口座振替方式による加入者は、市長が指定する日までに、指定金融機関にキャッシュレス投票のための普通預金口座（以下「指定口座」という。）を開設しなければならない。

2 指定金融機関は、口座振替方式による加入者が指定口座を開設したときは、当該加入者の同意を得た上で、当該加入者の氏名及び当該指定口座の口座番号を市長に通知するものとする。

(加入者台帳)

第11条 市長は、各加入者について次に掲げる事項を記載した台帳（以下「加入者台帳」という。）を作成するものとする。

(1) 氏名、性別及び生年月日

(2) 住所

(3) 勤務先

(4) 自宅及び勤務先の電話番号

(5) 加入者番号

(6) 暗証番号

(7) 指定口座に係る指定金融機関名及び口座番号（口座振替方式による加入者に限る。）

(8) キャッシュレス投票の利用を開始した年月日

(変更の届出)

第12条 加入者は、第7条第1項の申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を加入者台帳に記載するものとする。

(振替依頼)

第13条 口座振替方式による加入者は、キャッシュレス投票による車券の購入に充てる予定の金額（以下「購入予定金額」という。）を市の預金口座に振り替えるため、市長が別に定める日までに預金口座振替依頼書（以下「振替依頼書」という。）を指定金融機関に提出しなければならない。

2 指定金融機関は、加入者が振替依頼書を提出したときは、その旨を市長に通知する

ものとする。

(口座振替方式の利用開始時期の通知)

第14条 市長は、口座振替方式による加入者が第10条第1項及び前条第1項に規定する手続を完了し、かつ、指定金融機関が第10条第2項及び前条第2項の手続を完了したときは、遅滞なく、口座振替方式によるキャッシュレス投票の利用を開始する期日を定め、当該加入者に通知するものとする。

(解約)

第15条 市長は、加入者からキャッシュレス投票契約の解約の申込みがあったとき又は加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャッシュレス投票契約を解約するものとする。

- (1) 第7条第1項の申込書又はその添付書類に記載された事項に偽りがあることが明らかになったとき。
- (2) 第8条第2項第1号から第6号までのいずれかに該当したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が加入者として適当でないと認めたとき。

2 前項の規定によりキャッシュレス投票契約を解約された者は、貸与され、又は付与された電子識別カードを市長に返却しなければならない。

(加入者投票履歴)

第16条 市長は、各加入者について次に掲げる事項を含む投票履歴を作成するものとする。

- (1) 加入者番号
- (2) キャッシュレス投票による車券の購入年月日
- (3) キャッシュレス投票による車券の購入の内容

第3章 キャッシュレス投票の実施

(車券)

第17条 キャッシュレス投票に係る車券の券面金額は、100円の整数倍に相当する額とする。

(勝者投票法の種類)

第18条 キャッシュレス投票に係る勝者投票法の種類は、法第11条に規定する種類のうちから、市長が別に定める。

(自転車競走の指定)

第19条 キャッシュレス投票を行う自転車競走は、市長が別に指定する。

(発売の日時)

第20条 キャッシュレス投票は、市長が別に定める日時に行うものとする。

(入金又は番号、記号その他の符号の記録)

第21条 加入者は、次の各号に掲げるキャッシュレス投票契約の方式の区分に応じ、当該各号に定めるところにより購入予定金額に相当する番号、記号その他の符号をキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

(1) 窓口入金方式 購入予定金額の入金を申し出て、又はキャッシュレス投票端末機を使用して購入予定金額を市の預金口座に直接入金するものとする。

(2) 口座振替方式 所定の方法により、購入予定金額を指定口座から市の預金口座に振り替えるものとする。

2 購入予定金額は、1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算してキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

3 市長は、加入者が購入予定金額を番号、記号その他の符号としてキャッシュレス投票サーバに記録したときは、所定の方法により、当該番号、記号その他の符号の数量を当該加入者に通知するものとする。

4 加入者は、キャッシュレス投票サーバに記録した番号、記号その他の符号を使用して、100単位の番号、記号その他の符号当たり100円の車券を購入することができる。

(番号、記号その他の符号の取扱い)

第22条 市長は、番号、記号その他の符号の取扱いに関し必要な事項を別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。市長が前払式支払手段の方式を変更しようとするときも、同様とする。

(購入限度額)

第23条 キャッシュレス投票に係る車券の購入限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1日に999万円を超えて車券を購入することはできない。

(1) キャッシュレス投票の実施日における1回目の車券の購入 当該車券の購入直前までにキャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額

(2) キャッシュレス投票の実施日における2回目以降の車券の購入 1回につき、キャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額から直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券の購入直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額を加え、加入者が所定の方法により精算した金額を減じ、加入者が新たにキャッシュレス投票サーバに記録した番号、記号その他の符号に相当する額を加えた額

(購入限度回数)

第24条 キャッシュレス投票の実施日における購入限度回数は、市長が別に定めるものとする。

(車券の購入方法)

第25条 キャッシュレス投票に係る車券の購入方法は、市長が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。キャッシュレス投票の技術の進歩その他の理由によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

(投票の成立)

第26条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末機に表示される確認画面において、加入者の車券を購入する意思が確認され、かつ、所定の条件を満たした車券の購入内容がキャッシュレス投票サーバに記録されたときに成立するものとする。

(投票の取消し及び変更の制限)

第27条 キャッシュレス投票が成立した後は、加入者は、当該キャッシュレス投票に係る車券の購入の取消し又は当該購入に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号及び組並びに購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領)

第28条 キャッシュレス投票により発売した車券並びに払戻金及び返還金は、市長が加入者に代わって受領するものとする。

(他者による車券の購入等の禁止)

第29条 キャッシュレス投票に係る車券の購入の申込みは、加入者が自ら行わなければならない。

(受付の拒否)

第30条 市長は、キャッシュレス投票に係る車券の購入の申込みについて疑義があるときその他当該申込みを受けることが適当でないと認めたときは、当該申込みを受け

付けないものとする。

(発売代金の収納)

第31条 キャッシュレス投票による車券の発売代金の収納は、当該車券が発売された日に、キャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する額から当該車券の発売代金の額に相当する額を控除することにより行う。

(払戻金又は返還金の番号、記号その他の符号の記録又は精算)

第32条 第28条の規定により市長が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は、1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算してキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

2 第28条の規定により市長が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を精算するものとする。

(1) 窓口入金方式による場合 加入者がキャッシュレス投票端末機を使用して精算の指示を行った日にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する金額

(2) 口座振替方式による場合 口座振替方式を利用する加入者が所定の方法により精算の指示を行った日にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する金額

第4章 雑則

(車券の閲覧)

第33条 加入者は、第28条の規定により市長が加入者に代わって受領したキャッシュレス投票に係る車券について、当該車券に係る自転車競走が開催された日（以下「開催日」という。）の翌日から起算して60日以内に限り閲覧を請求することができる。

(異議の申立て)

第34条 加入者は、当該加入者が行ったキャッシュレス投票による車券の購入に関し、開催日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議を申し立てることができる。

(投票履歴の保存)

第35条 市長は、第16条の規定により作成した投票履歴を、開催日の翌日から起算して60日間保存するものとする。ただし、前条の異議申立てに係る投票履歴は、必

要な期間保存するものとする。

(実施細目)

第36条 この規則に定めるもののほか、キャッシュレス投票の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項第8号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月 25 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第47号

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

第1条 小田原市自転車競走実施規則（昭和37年小田原市規則第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「競輪場及び場外車券売場内の取締り」を「競輪場等内の取締り等」に改める。

第27条中「の各号に関する」を「に掲げる」に改め、同条第3号中「場外車券売場」の次に「（以下「競輪場等」という。）」を加え、同条第5号中「競輪場及び場外車券売場」を「競輪場等」に改める。

第7章の章名中「競輪場及び場外車券売場内の取締り」を「競輪場等内の取締り等」に改める。

第7章第2節の節名を次のように改める。

第2節 競輪場等内の取締り等

第70条の見出し中「及び退場命令」を削り、同条第1項中「競輪場及び場外車券売場の入場を禁止し、又は退場を命ずる」を「競輪場等への入場（以下単に「入場」という。）を禁止する」に改め、同項第7号及び第11号中「競輪場又は場外車券売場」を「競輪場等」に改め、同項第12号から第14号までを削り、同条第2項を削る。

第71条を次のように改める。

（退場命令）

第71条 場内取締委員は、既に競輪場等に入場している者が次の各号のいずれかに該当する場合には、競輪場等からの退場を命ずることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 委員長の許可なく、業として競輪の予想をし、又は指定された場所以外の場所

において品物を販売した者

(3) 委員長の許可なく、業として払戻金の立替えを行い、又は広告物等を配布し、若しくは掲示した者

(4) 前3号に掲げる者のほか、場内取締委員の指示に従わない者

2 前項の規定により退場を命じられた者は、その日においては、再び入場をすることができない。

第72条第1項中「の4種」を「(以下「基本勝者投票法」という。)並びに重勝式勝者投票法の5種」に改め、同条に次の1項を加える。

4 重勝式勝者投票法は、五重勝単式勝者投票法、七重勝単式勝者投票法及び四重勝普通選手番号二連勝複式勝者投票法とする。

第73条第2項第5号中「競走番号」の次に「(重勝式勝者投票法にあっては、組)」を加え、同項第6号中「連勝複式勝者投票法」の次に「並びに重勝式勝者投票法」を加える。

第74条中「競輪場及び場外車券売場」を「競輪場等」に改め、同条ただし書中「(昭和63年小田原市規則第29号)」の次に「、小田原市自転車競走在席投票実施規則(平成30年小田原市規則第44号)、小田原市自転車競走電子決済投票実施規則(平成30年小田原市規則第45号)又は小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則(平成30年小田原市規則第46号)」を加える。

第75条中「競輪場及び場外車券売場における車券」を「競輪場等における車券(重勝式勝者投票法に係るものを除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 重勝式勝者投票法に係る車券の発売は、出走表を所定の掲示場に掲示したとき以降に開始し、対象となる競走のうち最も早く実施される競走の発走前に締め切る。

第77条第1項中「車券を」を「車券(重勝式勝者投票法に係るものを除く。)」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 重勝式勝者投票法において、基本勝者投票法の投票が第1項及び第3項から第5項までの規定により無効となった場合、当該投票の車券に表示された選手(連勝単式勝者投票法又は連勝複式勝者投票法を基本勝者投票法とする場合においては、その車券に表示された組)をその車券に表示する重勝式勝者投票は、これを無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

第79条中「競走が」を「競走(重勝式勝者投票法にあっては、対象となる競走の

うち最も遅く実施される競走)が」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 法第12条第3項に規定する指定重勝式勝者投票法にあつては、前項の規定にかかわらず、勝者投票に的中者がいないときは、払戻金を交付しないことを掲示する。

第2条 小田原市自転車競走実施規則の一部を次のように改正する。

第70条に次の1号を加える。

- (12) 他の競輪施行者が本人又はその家族の申請により競輪場及び競輪場外における車券の発売等の用に供する施設への入場を禁止した者

第70条の次に次の2条を加える。

(本人の申請による入場禁止)

第70条の2 自らの意思により入場の禁止を希望する者は、委員長が別に定める書面により委員長に申請しなければならない。

- 2 委員長は、前項の規定による申請があつたときは、別に定める期間中、当該申請をした者の入場を禁止するものとする。
- 3 前項の規定により入場を禁止された者は、当該入場の禁止を解除しようとするときは、委員長が別に定める書面により委員長に申請しなければならない。
- 4 委員長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る入場の禁止を解除するものとする。ただし、解除しようとする日が委員長が別に定める期間にある場合にあつては、この限りでない。

(家族の申請による入場禁止)

第70条の3 車券を購入することにより本人若しくはその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じている者又はそのおそれがある者（以下この条において「当事者」という。）の家族（当事者と同居する親族（未成年者を除く。）及びこれに準ずるものとして委員長が認める者をいう。）は、当事者の入場を禁止しようとするときは、委員長が別に定める書面により委員長に申請しなければならない。

- 2 委員長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る当事者が別に定める入場を禁止すべき事由に該当すると認めるときは、当該当事者の入場を禁止するものとする。この場合において、当該禁止に係る当事者及び同項の申請をした家族（以下「申請家族」という。）に対し、当該当事者の入場を禁止する旨及び禁止する期間（以下「入場禁止期間」という。）を通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた当事者は、これを不服とするときは、入場禁止期

間の初日の前日までに書面により委員長に意見を申し出ることができる。

- 4 委員長は、前項の規定による申出があったときは、入場の禁止の適否を審査し、遅滞なく、その結果を当該申出に係る当事者及び申請家族に通知するものとする。
- 5 委員長は、第2項の規定により入場を禁止された当事者又は申請家族から別に定める書面により当該入場の禁止の解除に係る申請があった場合において、別に定める入場の禁止を解除すべき事由に該当すると認めるときは、当該当事者に係る入場の禁止を解除するものとする。ただし、解除しようとする日が委員長が別に定める期間にある場合にあつては、この限りでない。
- 6 委員長は、第1項又は前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に対し、当該申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

第71条第1項第1号中「前条各号」を「第70条各号」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第70条の2第2項又は前条第2項の規定により入場を禁止されている者

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年10月1日から施行する。

小田原市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月 25 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第48号

小田原市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走電話投票実施規則（昭和63年小田原市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「において」を「で開催される自転車競走について」に改める。

第5条第4号中「第14号」を「第12号」に改める。

第13条の3第1項中「又はその家族の日常生活又は」を「若しくはその家族の日常生活若しくは」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第6項中「前項」の次に「の規定」を加える。

第15条中「時間」を「日時」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。